

海山マルシェ2026～海の市・山の市真庭～ 蒜山高原三木ヶ原特設会場出店募集要項

1. 開催日時 令和8年9月27日（日） 9:30～15:00（予定）
2. 開催場所 蒜山高原三木ヶ原特設会場（真庭市蒜山上福田1205-41）
3. 搬入・搬出時間 [搬入]（前日）15:00～17:00（当日）8:00～9:00
[搬出]（当日）15:15～

4. 事業趣旨

- ・中国自動車道と岡山自動車道、米子自動車道の交差する真庭地域で、南北連携軸の沿線市町村の魅力ある地域の産品や郷土料理など特産品の展示即売、及び観光PR等を行い、人的交流を促進しながら、地域活性化を図る。
- ・令和3年度より、蒜山地域において観光客などの混雑解消や周遊性を高めることを目的に「分散開催」「マルシェ形式」として開催しています。
- ・脱炭素や自然共生や環境保全をテーマに、サステナブルな取組を推進します。
- ・当日は、地元のイベント開催に実績がある業者に運営委託します。
（本募集要項は、このうちの三木ヶ原特設会場の募集要項です。）

5. 出店（展）資格【重要】

上記の事業趣旨に賛同し、一緒に楽しみ盛り上げるために協力し、次に示す事項を遵守・提供できる方であり、かつ、当該事項その他出展内容を総合的に勘案して事業趣旨に合致すると認められる方とします。

- ・発熱や風邪症状等の有無にかかわらず、手洗いや手指消毒を徹底して下さい。
- ・例年通り、「マイバッグ」・「マイ箸」持参を推奨します。
- ・ゴミの減量化のための分別回収へご協力ください。また、SDGs 取組みの一環として、石油由来製品（レジ袋等）の使用削減にご協力ください。

① 実演販売

- ・貴地域において推奨できる地域の食材を使用したものを販売される方。
- ・貴地域にちなんだふるさとの郷土料理、ご当地グルメを販売される方。
（イメージ：蒜山おこわ、美甘古代米ラーメン、ひるぜん焼そばなど）

② 加工品等販売

- ・貴地域において推奨できる農産品などの特産品、それらを利用した加工品を販売される方。（例：地場産の野菜・果物等、地場産黒豆茶、地酒など）
【販売不可】⇒地場産品が原材料にない大手飲料メーカーの商品等（例：コカコーラ、麒麟ビールなど）
- ・貴地域にちなんだ民芸品・工芸品を販売される方。

③ PR・展示

- ・貴地域において推奨できる観光・農林などの産業、及び地産地消の広報に関するものとします。

※販売やPRの内容が、出店資格に該当しない場合は出店をお断りいたします。特に、上記①及び②で主力販売する商品に関しては、出店される地域の産品であることがわかる明記（看板に「〇〇産の野菜を使用」と表記する等）が必要です。

※出店者多数の場合は、出店調整させていただく場合があります。

6. 出店料

- ・[真庭地域内団体] 6坪テント： 6,000 円 3坪テント：3,000 円
- ・[真庭地域外団体] 6坪テント：12,000 円 3坪テント：6,000 円
(3坪テントは6坪テント半分区切りとなります)

※福祉関係団体の出店やPR出店については免除します。

※悪天候などで中止となった際、納付済出店料は返金いたします。

7. 申込方法

下記申込フォーム（URL または QR コード）からお申し込み下さい。

URL	QR コード
https://f0990a85.form.kintoneapp.com/public/cbd2bddb0c86068537dd2e7d79ba5ca0ff83a7097f54f72a14e34b6d4a9544f2	

(メールや紙媒体での申込みを希望される場合は、別途お申し付けください。)

申込書類の提出期限は、令和8年7月27日(月)です。

8. 出店スペース

- ・出店スペースは、主催者が用意したテントを使用ください。
- ・テントの基本サイズ：6坪(5.4m×約3.6m)または3坪(2.7m×3.6m)
- ・出店スペースは主催者で指定させていただきます。指定された場所以外への移動はできません。

9. 設備・使用器具

(1) 基本設備について

下記物品は主催者側で準備しますので、希望数を出店申込にご記入ください。

・長机	6坪：4台	3坪：2台
・パイプイス	6坪：4脚	3坪：2脚

その他の設備などについては、各自で準備いただくかレンタル(有料)となります。
自前の長机やイスを持ち込んでいただいても結構です。

(2) 水の利用について

出展者駐車場付近に給水タンクを設置しますので、共同にてご利用ください。

なお、水の使用用途は、飲料用水や調理用水ではなく簡易の手洗い用水として利用いただき、飲料用水や調理用水が必要な場合は、各自でご用意ください。

(3) 火気・ガス器具の使用について

各自で手配してください。火気使用においては「消火器」の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。また、ガス台周辺は不燃性のもので覆うなど、火気取扱には十分注意してください。開催当日は消防署の現地立会があります。

※消防法及び真庭市火災予防条例により、不特定多数の人が集まる催しで対象となる火気器具等を使用する場合、出店者において消火器の準備、設置をすることが義務付けられています。

(対象器具：卓上型コンロ、移動式ストーブ、コンロ、七輪、焼き鳥器、発電機など)

(4) その他設備について

- ①冷蔵庫や氷などの保冷用機材は、各自でご用意ください。
- ②電気設備は、申請された電気容量の範囲内で使用して下さい。
停電の恐れがあるため、高消費電力器具を使用する場合は事前にご相談ください。なお、200 ボルト電源の製品は使用できません。

10. 催事等に係る保健所への手続きについて（食品衛生、営業許可等）

- ・食品販売関係の保健所への届出は、事務局で一括して行います。指導事項等あった場合は該当出店団体へ共有いたします。
- ・会場内に設置する給排水設備（給水タンク・シンク）には石鹸を用意します。手洗いなど保健衛生面に十分注意してください。
- ・保存方法表示の食品は、当日販売において保存方法を守ってください。
- ・容器・包装に入れられた加工食品の販売については、食品衛生法または所管県の食品衛生条例等に基づき保健所長の認可を受けた施設において、製造または加工されたものに限ります。また法に定める表示基準に基づいた適正な表示をしてください。
- ・食中毒予防の三原則、「清潔」「迅速または冷却」「加熱」を必ず守ってください。
- ・保健所の指導により、販売できない食品もあります（「保健所からの諸注意」をご確認ください）。

11. 酒類届出

未開封の酒類を販売する場合、税務署への届出は販売する出店者に手続きを行っていただきます。後日、仮店舗使用許可書を送付しますので、開催日までに税務署からの酒類販売許可を受けた上で出店販売をお願いします。税務署からの許可を受けずに当日の酒類販売は認められません。

※開封したり、サーバーなどから紙コップなどに移したりして販売する場合は、税務署への届出は不要です。

※販売するアルコール類については、出店資格で定めたものに限定します。

12. 今後のスケジュール

出店申込書の受付後、出店内容の確認や全体のとりまとめを行います。開催まで（9月中旬頃）に、出店マニュアル・駐車許可証・会場配置図・出展料請求書などを送付いたします。

13. その他

悪天候などでイベントを中止にする場合がございますので、予めご了承下さい。

＜催しにおける露店等の開設時の注意事項＞

- 多数の者が集合する催しの露店等で、火気器具等を取扱う場合は、「露店等の開設届出書」を開設日の4日前までに消防署長へ提出すること。
- 火気器具等を取扱う露店等について、その露店等ごと（露店数2～3店で共同して準備可）にABC粉末10型消火器又は同等の能力を有する消火器（家庭用、エアゾール式は対象外）を準備し、取扱いについて習熟しておくこと。
- 火気器具等を取扱う場合の厳守事項
 - 1 電気コンセントのタコ足配線はしないこと。
 - 2 照明器具の照射部分に可燃物を接近させないこと。
 - 3 液化石油ガスの使用について
 - ・ ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置するとともに、チェーン、砂のう等で転倒防止の策を講じること。
 - ・ ゴムホースは、適正な長さでひび割れ等の劣化のない専用のものを使用するとともに、火気器具等と確実に接続し、ホースバンドで固定すること。
 - 4 火気器具等の周囲には可燃物を放置せず、常に整理整頓を心がけること。
 - 5 調理用、暖房用、発電機用等、露店及びその周辺で使用する燃料の取扱いは、細心の注意を払い厳重に管理すること。
 - ・ 燃料を容器で貯蔵し取扱う場合は、火気との安全な距離を保つこと。
 - ・ 可燃性蒸気、静電気による火災発生に注意すること。
 - ・ 燃料を補給する場合は、機械を停止する等安全に配慮すること。
 - 6 喫煙管理を徹底すること。
 - 7 万が一、火災等を発生させた場合は、初期消火に努めるとともに消防署へ通報すること。



火事・救急は

※届出や消火器の準備でご不明の点がございましたら下記まで問い合わせください。

□真庭市消防本部・真庭消防署 TEL0867-42-1190 □蒜山分署 TEL0867-66-2119

□湯原分署 TEL0867-62-2119 □美新分署 TEL0867-56-2119 □北房分署 TEL0866-52-2061

福知山市花火大会火災を踏まえた イベント会場等におけるガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

《ガソリンの特性》

- ・ 引火点は -40°C 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ 揮発しやすく、その蒸気は空気より約3～4倍重いので、滞留しやすく可燃性の雰囲気は広範囲に形成されやすい。
- ・ 電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい。

《貯蔵・取扱い時の留意事項》

- ・ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用いない。例えばガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- ・ 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接おくなど静電気の蓄積を防ぐ必要があります。また、消火器を必ず準備しましょう。
- ・ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気は高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすることが必要です。特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- ・ 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払いましょう。万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入の制限等が必要です。衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の石けんで洗い流しましょう。
- ・ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

(消防庁ホームページより)

イベント等の主催者の方へ

【開催届の提出までの流れ】

① まずは、イベント出店者に出店計画書を書いてもらいましょう。

- ☐ 食品衛生法の許可を有する出店者や営業届を行った出店者が、その営業の範囲で出店する場合は、許可書等の写し または 許可等を有する出店者一覧(別紙様式2)を添付してください。出店計画書は不要です。

② 出店者から出店計画書が出てきたら、特に、次のことをチェックしましょう。

- ☐ 出店者自己点検票をチェックしているか
☐ 今年度の催事等への出店は初めてか
☐ 営利が目的ではないか

営利目的で年2回以上または連続で4日以上出店する場合は許可や届出の手続きが必要です。

③ 許可や届出が必要な出店者に、保健所で手続きを行うよう伝えてください。

④ 書類が揃ったら14日前までに保健所へ提出してください。

(必要書類)

- ☐ 開催届

(添付書類)

- ☐ 出店計画書(別紙様式1)

(許可を有する出店者、営業届を行った出店者が、その営業の範囲で出店する場合は、次のいずれかを添付すれば省略可)

- ☐ 許可書等の写し
☐ 許可等を有する出店者一覧(別紙様式2)
☐ イベント等の概要が分かるチラシ等

【開催届を提出したら、、、】

① 出店計画の見直し等について保健所から指摘や助言等があった場合には、出店者に伝えて対応してもらいましょう。

② イベント等での食品提供による食中毒等の発生を探知したら、速やかに保健所まで連絡してください。

ご不明な点は保健所までご相談ください。

保健所	所在地	連絡先
備前保健所衛生課	岡山市中区古京町1-1-17	(086)272-3947
備中保健所衛生課	倉敷市羽島1083	(086)434-7026
備北保健所備北衛生課	高梁市近似286-1	(0866)21-2837
真庭保健所真庭衛生課	真庭市勝山591	(0867)44-2918
美作保健所衛生課	津山市椿高下114	(0868)23-0115

イベントで食品を取り扱う場合の手続について

営利目的で年2回以上または連続で4日以上出店する場合は、許可や届出が必要です。

提供する食品や提供方法などによっても変わります。わからない、判断に迷う場合は保健所に相談してください。

《よくある例》

「許可があります！」

→ 「テント」や「キッチンカー」で「県内一円」の許可を取得していますか？

「調理する施設」で許可が必要です。テントで調理する場合はテントの許可が必要です。

また、給水タンクの容量によって、調理できる内容に制限がある場合もあります。

「テントの許可があります！」

→ 提供するメニューは、テントで提供可能ですか？テントなど簡易な施設で提供できるものは、原則、直前に加熱工程があるメニューに限定されます。

別表
提供できる食品の例



「自分の店(飲食店営業)が許可を取っているので、そこで作ったものを販売します！」

→ 食品によっては、飲食店営業とは別の許可が必要になる場合があります。

【許可の種類と提供できる食品の範囲】

	固定の店舗	自動車において調理をする場合(いわゆるキッチンカー)	特殊形態第1種 テント、自動車(キッチンカー)の基準を満たさないもの)などの簡易な施設
施設	移動しない通常の施設	移動が前提 調理施設が部屋構造になっており、シンク(給排水設備)など必要な施設基準を満たすもの	移動が前提 テント、三方囲い、ポリタンクなど、簡易な施設
許可の種類	飲食店営業 製造業(菓子・麺類・漬物など) 販売業(食肉・魚介類)	飲食店営業・魚介類販売業のみ 製造業・販売業は取得できない	
提供できる食品	「製造」に当たるものは、食品に応じた製造業の許可が必要	給廃水容量(40、80、200L)によって調理できる内容が変わる	直前に加熱するものに限定(市販のアイスなどは除く) 給廃水容量(40、80L)により調理できる内容が変わる
許可書の記載(特に赤字部分を確認)	岡山県指令〇〇保第〇号 所在地 岡山県〇〇市… ↑ 固定の住所 屋号 レストラン●● 氏名 岡山太郎 年月日付け申請の業種(例 飲食店営業)については… 年月日 〇保健所長 有効期間 年月日から年月日まで 営業の内容 (記載なし) 営業の条件 (記載なし もしくは「簡易な営業」)	岡山県指令〇〇保第〇号 所在地 県内一円(〇市) 屋号 キッチンカー●● 氏名 岡山太郎 年月日付け申請の飲食店営業については… 年月日 〇保健所長 有効期間 年月日から年月日まで 営業の内容 (記載なし) 営業の条件 自動車において調理をする場合(水の量)	岡山県指令〇〇保第〇号 所在地 県内一円(〇市) 屋号 屋台●● 氏名 岡山太郎 年月日付け申請の飲食店営業については… 年月日 〇保健所長 有効期間 年月日から年月日まで 営業の内容 特殊形態第1種 営業の条件 食品衛生法施行条例第2条ただし書きにより認められた施設で取り扱うことができる食品に限る(水の量)

海山マルシェ三木ヶ原特設会場 Q&A
＜出店者アンケートによるご意見・ご要望＞

Q. 来場者が少ない（会場分散開催等）。PR・広告を強化してほしい。

A. 開催情報の早期発信に努めるとともに、関係機関や出店者の皆様とも連携しながら、より効果的な広報・PRに取り組んでまいります。また、本イベントは真庭地域内の周遊や滞在促進を目的として分散開催を行っております。今後も真庭地域外から多くの来場者を呼び込める企画や情報発信の充実に努め、イベント全体の魅力向上を図ってまいります。

Q. 複数日開催を希望する。

A. 複数日開催については、多額の運営経費や人員確保が必要となるため、現時点では実施が難しい状況です。今後、記念事業や特別な機会なども踏まえながら、開催手法の一つとして検討してまいります。

Q. 遠方から出店しているため、補助や広告支援を希望する。

A. 本イベントは、真庭市・新庄村をはじめ、岡山県や地域団体等の支援を受けて運営しております。出店者の皆様には、真庭地域内外を問わず、できる限り参加しやすい出店料を設定し、出店機会を提供しております。現時点では個別の補助や広告支援は実施しておりませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 出店場所を毎年同じ場所にしてほしい。

A. 出店場所については、出店内容や安全面、運営面を総合的に考慮し、灰煙を伴う調理、電気使用を伴う調理、酒類販売の有無などに応じて事務局でゾーニングを行っております。来場者の皆様には、会場マップの配布や事前の出店情報発信を行い、目的の店舗へスムーズに来場いただけるよう努めてまいります。